

春日井市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市子育て子育て総合支援館条例（平成14年春日井市条例第39号）第4条第4号に規定する子育て援助活動支援事業として実施する春日井市ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子育てに関する相互援助のあっせん及び調整
- (2) 子育てに関する講習会、交流会等の実施
- (3) 地域における育児の相互援助の普及促進
- (4) その他市長が適当と認めること。

(事務局等)

第3条 事業を円滑に実施するために、春日井市子育て子育て総合支援館に事業の事務所を置く。

- 2 事業の事務所にアドバイザーを置く。
- 3 アドバイザーは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 相互援助の相談に関すること。
 - (2) 事業の円滑な運営に関すること。

(会員)

第4条 事業を利用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める会員の登録を行わなければならない。

- (1) 育児の援助を行おうとする者 援助会員
- (2) 育児の援助を受けようとする者 依頼会員
- 2 援助会員の登録をすることができる者は、市内に住所を有するもので、20歳以上で健康な者とする。
- 3 依頼会員の登録をすることができる者は、市内に在住、通勤又は通学するもので、生後6か月から小学校までの保護者である者とする。

(登録)

第5条 援助会員及び依頼会員（以下「会員」という。）の登録をしようとする者は、春日井市ファミリー・サポート・センター会員登録申請書（第1号様式）を

市長に提出し、相互援助活動に関する講習会を受講しなければならない。

- 2 市長は、前項の講習会を受講した者のうち適当と認めるものについて、援助会員又は依頼会員として登録し、当該者に対し、春日井市ファミリー・サポート・センター会員証（第2号様式。以下「会員証」という。）を交付するものとする。
- 3 前項の登録の有効期間は、5年とする。ただし、年度の途中に入会した者に係る有効期間は、会員証の交付の日から4年を経過した日以後の最初に到来する3月31日までとする。

（更新）

第6条 前条の有効期間経過後に引き続き会員の登録をしようとする者は、前条の登録の有効期間内に更新しなければならない。この場合において、手続後の会員証の有効期限は、手続を行った者の手続前の会員証の有効期間の末日から起算して5年を経過する日までとする。

- 2 前項の申請は、春日井市ファミリー・サポート・センター会員登録更新申請書（第3号様式）によるものとする。
- 3 市長は、会員に対し、登録の有効期間中毎年度継続の意思の確認を行うものとする。

（登録の取消し）

第7条 会員の登録の取消しをしようとする者は、春日井市ファミリー・サポート・センター登録取消届（第4号様式）を市長に提出するとともに、会員証を返還しなければならない。

（相互援助活動の対象となる児童）

第8条 相互援助活動の対象となる児童は、生後6か月から小学校6年生以下とする。

（相互援助活動）

第9条 第2条第1号の相互援助（「以下「相互援助」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育園、幼稚園、小学校、子どもの家等（以下「保育園等」という。）への送迎
- (2) 保育園等の始業時間前又は終業時間後の一時的な託児
- (3) 緊急時における終日託児
- (4) その他市長が必要と認める援助

（相互援助の利用）

第10条 相互援助を利用しようとする依頼会員は、市長に対し、援助の依頼を行うものとする。

2 市長は、前項の依頼を受けたときは、援助依頼受付簿（第5号様式）に記載し、当該依頼会員の依頼に適した援助会員を紹介するものとする。

3 前項の紹介を受けた依頼会員及び援助会員は、事前に協議を行い、その相互援助の内容を決定するものとする。

4 援助会員は、前条第2号及び第3号の援助を実施するときは、当該援助会員が現に居住する住居において実施しなければならない。

5 援助会員は、前条第2号及び第3号の援助を実施するときは、宿泊を伴う援助を実施してはならない。

6 依頼会員は、相互援助を利用するときは、その利用について援助会員に対し、報酬を支払わなければならない。

7 相互援助を実施した援助会員は、援助活動記録簿（第6号様式。以下「記録簿」という。）にその実施内容を記録し、当該援助の依頼会員の確認を受けなければならない。

8 援助会員は、1月分の記録簿をとりまとめ、翌月5日までに市長に提出しなければならない。

9 依頼会員は、援助会員への依頼後に相互援助の取消しをするときは、援助会員と春日井市ファミリー・サポート・センターへ取消しを報告しなければならない。
（報酬等の基準）

第11条 相互援助において、依頼会員が援助会員に対して支払う報酬等の基準は、相互援助活動に係る児童1人につき、別表第1のとおりとする。

2 依頼会員が、依頼していた相互援助を取り消した場合に援助会員に対して支払う取消料の基準は、相互援助活動に係る児童1人につき、別表第2のとおりとする。

（遵守事項等）

第12条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 相互援助により知り得た他の会員の個人情報等を漏えいしないこと。

(2) 相互援助中に事故が発生した時は、速やかに市長に連絡すること。

(3) 相互援助中に生じた事故について、当該相互援助活動の当事者である会員間において解決を図ること。

2 会員は、一般財団法人女性労働協会を保険者とするファミリー・サポート・セ

ンター補償保険に加入するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の規定により会員の登録をした者は、改正後の春日井市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第5条第2項の規定による会員の登録を受けた者とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、同日以後の相互援助の利用について適用する。

別表第1（第11条関係）

春日井市ファミリー・サポート・センター報酬等基準

| 区 分 | | 報酬等金額 |
|--------------------------|---|--|
| 報酬 | 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前7時から午後7時まで | 700円に1時間を超える30分までごとに350円を加えた額 |
| | 上記以外の時間 | 800円に1時間を超える30分までごとに400円を加えた額 |
| 児童に係る食事代（ミルクを含む。）及びおやつ代等 | | 提供に要した額 |
| 交通費 | 公共交通機関等 | 援助会員が自宅を出てから活動終了後自宅に戻るまでの乗車に要する運賃 |
| | 自家用車 | 援助会員が自宅を出てから活動終了後自宅に戻るまでの相互援助活動に要した走行距離に1キロメートル当たり30円を乗じた額 |

備考

- 1 相互援助活動の時間は、援助会員が現に子どもを預かった時間とする（送迎を行う場合は、援助会員が自宅を出てから活動終了後自宅に戻るまでの時間を含む。）。
- 2 依頼会員が、同一世帯の複数の児童について同時に相互援助活動を行う場合における第2子以降の児童に係る報酬の額は、この表の報酬金額の規定により算定される額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、援助会員1人が預かることのできる児童の数は、同一世帯の児童3人までとする。
- 3 児童に係る食事（ミルクを含む。）及びおやつ等は、原則、依頼会員が用意するものとし、依頼会員から依頼があったときのみ提供するものとする。

別表第2（第11条関係）

春日井市ファミリー・サポート・センター取消料基準

| 区 分 | 取消料 |
|-------------------------|---|
| 前日までの取消し | 無料 |
| 当日（予定開始時刻前まで）の取消し | 予定していた相互援助活動に係る別表第1に基づき算定された報酬及び児童に係る食事代（ミルクを含む。）及びおやつ代等の提供に要する額の2分の1に相当する額 |
| 当日（予定開始時刻以降）の取消し及び無断取消し | 予定していた相互援助活動に係る別表第1に基づき算定された報酬及び児童に係る食事代（ミルクを含む。）及びおやつ代等の提供に要する額の全額 |

備考 春日井市に暴風警報、特別警報、南海トラフ地震臨時情報のいずれかが発令され、相互援助活動を中止する場合は、取消料はかからないものとする。